

令和2年第3回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会議事日程

令和2年9月30日（水）午後1時56分開会

1 開会挨拶（議長、管理者）

2 開 会 宣 告

3 開 議 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名（3番議員 宗貫雅典、9番議員 吉田正之）

日程第2 会期の決定（9月30日（水）1日間）

日程第3 議案第8号 令和2年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計補正予算  
（第1号）

日程第4 議案第9号 令和2年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計補正予算（第1号）

日程第5 認定第1号 令和元年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和元年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 一般質問

4 閉 会 宣 告

5 閉会挨拶（議長、管理者）

### 会議に出席した議員

1番	楠	明	廣	2番	船	引	宗	俊	
3番	宗	貫	雅	典	4番	内	匠	勇	人
5番	桑	野	元	澄	6番	三	木	浩	一
7番	畑	山	剛	一	8番	上	山	隆	弘
9番	吉	田	正	之	10番	松	浦	崇	志

### 会議に欠席した議員

なし

### 議事に関係した事務局職員

事務局長	眞	殿	幸	寛
総務課長	田	淵	寿	哉
総務課副主幹	坂	本	春	美
総務課係長	堀		竜	也

### 地方自治法第121条の規定による出席者

管理者	(たつの市長)	山	本	実	
副管理者	(太子町長)	服	部	千	秋
代表監査委員		今	江	伸	
会計管理者		菅	原	昌	則
事務局長		眞	殿	幸	寛
総務課長(兼)		田	淵	寿	哉
医務課長		長	坂	泰	成
環境業務課長		福	井	照	子
衛生業務課長		石	原	重	雄
たつの市市民生活部		首	藤	武	司
環境課長					
太子町生活福祉部					
生活環境課長					

## 開 会 挨拶

○議長（楠 明廣議員）

それでは、おそろいになりましたので、開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

明日からは10月に入りますが、ここ最近は朝晩も涼しく、日中も幾分か過ごしやすくなってまいりました。

本日ここに令和2年第3回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会が招集されたところ、議員各位にはご健勝にてご参集賜り、開会を宣せられる運びとなりましたことは、誠にご同慶に堪えないところでございます。

今期定例会には、既にお手元にお届けしておりますとおり、令和2年度一般会計及び特別会計補正予算、令和元年度各会計決算認定の案件が提出されております。いずれも重要な案件でありますので、議員各位におかれましては慎重にご審議いただき、適切なる決定を賜りますようお願い申し上げます。

また、議事運営につきましても、議員各位の格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

管理者。

○管理者（山本 実君）

開会に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

彼岸を過ぎまして、朝夕ようやく過ごしやすくなりました。

本日ここに令和2年第3回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご健勝にてご参集賜り、ここに開会される運びとなることになりましたこと、誠にご同慶に存じますとともに、謹んでお礼を申し上げます。

さて、今期定例会でご審議をお願いいたします案件は、令和2年度一般会計補正予算及び休日夜間急病センター特別会計補正予算、令和元年度各会計決算認定でございます。

議員各位におかれましては、どうか円滑なる議事運営により、適切にご決定をいただきますようお願いを申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

## 開 会 宣 告

○議長（楠 明廣議員）

ただいまより、令和2年第3回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会を開会します。

## 開 議 宣 告

○議長（楠 明廣議員）

これより本日の会議を開きます。

この際、ご報告いたします。

監査委員から地方自治法第235条の2第1項の規定により実施いたしました例月出納検査の結果報告2件が提出されております。その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご清覧をお願いいたします。

次に、本日の出席議員数及び地方自治法第121条の規定により説明を求めた者の職氏名等について事務局長より報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

命によりご報告いたします。

まず、本日の出席議員数についてであります。本日ただいまの出席議員数は10名全員でございます。

次に、地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名についてであります。お手元に配付いたしております名簿のとおりでありますので、ご清覧願います。

以上でございます。

○議長（楠 明廣議員）

以上で報告を終わります。

これより日程に入ります。

## ～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（楠 明廣議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長において3番宗貫雅典議員、9番吉田正之議員を指名いたします。両議員、よろしく願いいたします。

～日程第2 会期の決定～

○議長（楠 明廣議員）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日9月30日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月30日の1日間と決定いたしました。

～日程第3 議案第8号～

○議長（楠 明廣議員）

次に、日程第3、議案第8号 令和2年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより上程議案に対する説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

ただいま議題となりました議案第8号 令和2年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計補正予算（第1号）の提案の理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

当初予算において計上し、姫路市から搬入を予定しておりましたごみの搬入が終了し、塵芥処理手数料が発生したことによる手数料の減額について補正をしようとするものでございます。

その内容につきまして、補正予算事項別明細書によりご説明申し上げますので、3ページをお開き願います。

歳入の第2款使用料及び手数料、第2項手数料、第1目衛生手数料、第1節塵芥処理手数料の補正額1,631万8,000円の減額につきましては、姫路市市川美化センターの改修期間中のごみの搬入が終了し、搬入量が確定したことにより、塵芥処理手数料を減額し、またこの減額分を補填するため、第5款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金におきまして、令和元年度の繰越金のうち1,631万8,000円を増額補正し、財源とするものでございます。

次に、4ページをお開き願います。

歳出の第3款衛生費、第2項清掃費、第2目塵芥処理費において1,631万8,000円の財源の変更をするものでございます。

以上をもちまして議案第8号 令和2年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計補正予算（第1号）の提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議を賜りまして、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（楠 明廣議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第8号は原案のとおり可決することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

～日程第4 議案第9号～

○議長（楠 明廣議員）

次に、日程第4、議案第9号 令和2年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより上程議案に対する説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

議案第9号 令和2年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、急病センターの受診者数が激減しているため、診療収入を減額補正し、基金繰入金及び繰越金で補填しようとするものでございます。

また、今週以降、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時流行が懸念される中、不特定多数の患者が出入りする揖龍休日夜間急病センターの院内感染を防ぐため、たつの市・揖保郡医師会と急病センター管理医師の助言のもと、揖龍休日夜間急病センターの医療体制を整えようとするものでございますので、ご了承賜りたく存じます。

それでは、条順を追ってご説明申し上げます。

第1条で歳入歳出それぞれ112万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,937万5,000円とするものでございます。

その主な内容につきまして、補正予算事項別明細書によりご説明申し上げますので、3ページをお開き願います。

歳入の第1款診療収入、第1項診療収入、第1目診療報酬収入の補正額2,480万4,000円の減額につきましては、年度末までの診療収入が予算額を大幅に下回ることが予想されますので、診療収入2,480万4,000円を減額しようとするものでございます。

第5款繰入金、第1項繰入金、第1目基金繰入金におきましては1,977万6,000円を基金から取り崩し、増額しようとするものでございます。

4ページをお開き願います。

第6款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金では、令和元年度の繰越金514万

9, 000円を増額し、新しく第8款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目衛生費国庫補助金を設置し、医療機関、薬局等における感染拡大防止等支援補助金として100万円を追加計上しようとするものでございます。

次に、5ページをお開き願います。

歳出の第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費では、診療収入の減額に伴い、176万5,000円の財源の変更をするものでございます。

次に、第2款衛生費、第1項保健衛生費、第1目急病センター費では338万4,000円財源の変更を行い、第11節役務費で仮設トイレくみ取り手数料、第14節工事請負費でユニットハウス移設工事費と第17節備品購入費でタブレット及びユニットハウスの購入費として152万1,000円を増額しようとするものでございます。

以上をもちまして議案第9号 令和2年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計会計補正予算（第1号）の提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議を賜りまして、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（楠 明廣議員）

上程議案に対する説明を終わりました。

これより上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

8番 上山隆弘議員。

○8番（上山隆弘議員）

ただいまの説明を聞かせていただく範囲では理解するところではあるんですが、コロナの影響を受けて激減をしているという、その実態の状況についてもう少し説明をいただきたいのと、これら新しい対応を進めていくことで市あるいは町、それから医師会、保健所、今の関係の実態の状況について、事務組合として立ち位置がどのような立ち位置になっているのか説明を求めます。

○議長（楠 明廣議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

ただいまご質問の受診者数についてでございますけれども、当初予算といたしまして受診者数1日当たり66人の71日間の9割ということで4,200人を予定いた

しておりました。現在のところ受診者数は約3分の1から半分までの人数でとどまっております。見込み数といたしまして、今の流れで試算いたしますと、本年度におきましては約1,644人ぐらいになるのではないかとということで、受診者のほうを予測させていただきました。それに伴い、診療費の減額を行ったということでございます。

それから、県並びに保健所、急病センター、医師会の立ち位置ということでございますけれども、急病センターにおいてコロナウイルスにどう対応していくかということにつきましては、たつの市・揖保郡医師会の中で委員会等も立ち上げていただきまして、急病センターにおいてコロナにどう対応するかということで、検査センターの設置も含めて検討を行っていただいたわけですが、急病センターにつきましては、発熱患者、それとそれ以外の患者さんについての動線確保がしにくいと、物理的に今の施設では分けにくい、こういう状況でコロナの患者さんを受けるとはなかなか難しいということで、コロナについては県のほうで検査センターですね、県のほうで新聞発表がありましたけれども、250か所ですか、こちらのほうを設置される、希望を取っておられるということで伺っておりますので、そちらのほうで対応のほうをお願いしようと。急病センターにつきましては、一般の患者さんを通常どおり、今までどおり診させていただくという形で今のところ考えております。

以上です。

○議長（楠 明廣議員）

他に。

8番 上山隆弘議員。

○8番（上山隆弘議員）

今の説明をお聞きすると、急病センターの対応については、一応連携を取りながらも基本的にはコロナに感染されてるかどうか、またインフルエンザなのかどうかということも分からない状態で来られる一般の方々に対して、基本的にはコロナの患者さんについてはそこでは診ない、一般の方々に対応した形で進めておるという解釈でよろしいんですかね。

○議長（楠 明廣議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

コロナであるかインフルエンザであるか、また普通の風邪であるかというのは、な

かなかお医者さんのほうも検査をしてみないと分からないということでございますので、現在と同じなんですけれども、コロナが疑わしい方というのはまずご連絡をいただいて、保健所を通じて専門の検査センターへ行っていただく。

やはりコロナかインフルエンザか分からないまま来られた発熱の患者さんにつきましては、今度の補正予算でも上げさせていただいているとおり、ユニットハウスというのを外側に設けさせていただくということにさせていただいております。熱のある方につきましては、そちらのユニットハウス内か、自分で乗ってこられた自家用車、こちらのほうで待機していただいて、診察のほうをそのユニット内で行いたいということで、受入れさせていただくのは通常の発熱患者さんとインフルエンザの患者さんということで考えております。

○議長（楠 明廣議員）

他に。

8番 上山隆弘議員。

○8番（上山隆弘議員）

では、これを認定するに当たり、新しいこういったものを補うという形、それが市民、町民、利用される方々にちゃんとどういう状態で急病センターが今存在してるんだということを認識していただくために、広報の仕方までちゃんと計画をされているかどうかだけ最後にお答えいただけますか。

○議長（楠 明廣議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

具体的にどういう広報の内容というのは、今はまだちょっと持つてはおらないんですけれども、発熱患者さんについては、こういうこのユニットハウス内を使っただけなので、安心して来ていただけますよと、通常の発熱のない患者さんについては今までどおり院内のほうへ入っていただけますよと、そういう動線も含めた形でのお知らせというのはさせていただこうかと思っております。

○議長（楠 明廣議員）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。  
ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。  
お諮りいたします。

上程中の議案第9号は原案のとおり可決することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

～日程第5 認定第1号及び認定第2号～

○議長（楠 明廣議員）

次は、日程第5、認定第1号 令和元年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第2号 令和元年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計歳入歳出決算認定についての2件を一括議題といたします。

これより上程議案に対する説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

ただいま議題となりました認定第1号 令和元年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、その概要をご説明申し上げます。

まず、一般会計の決算状況でございますが、決算書の3ページをお開き願います。

令和元年度の歳入決算額は20億2,696万3,260円となっております。

次に、5ページをご覧ください。

歳出決算額は19億5,858万9,047円で、差引き残額は6,837万4,

113円となっております。

それでは、歳出の主な内容をご説明申し上げますので、決算書の10ページをお開き願います。

まず、第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費でございます。予算現額は237万4,000円で、支出済額は170万7,555円となっております。この支出の主な内容といたしましては、第2節報酬で63万8,419円、その他行政視察等の議員活動事業費及び一般事務経費でございます。

続きまして、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費でございます。予算現額2億442万5,000円に対し、支出済額は1億9,870万6,741円となっております。その主な内容といたしましては、第2節給料及び第3節職員手当等で、組合職員23名分の給料及び各種手当でございます。第4節共済費、その主なものは、兵庫県市町村職員共済組合負担金でございます。

次に、決算書の12ページをご覧ください。

第13節委託料の支出済額は469万6,592円で、その主なものは財務会計給与計算の電算機器保守点検委託料、電算システム変更委託料、統一的な基準に基づく財務処理作成のための財務処理作成支援業務委託料でございます。次に、第14節使用料及び賃借料は542万6,799円を支出し、その主なものは財務会計給与計算システム借り上げ料でございます。次に、第19節負担金補助及び交付金は2,619万7,119円を支出し、その主なものは退職手当組合負担金及びたつの市からの派遣職員の人件費でございます。

次に、第3節基金費では、予算現額6,247万7,000円に対し、支出済額は6,427万6,771円となっております。これは備考欄に記載いたしておりますとおり、財政調整基金、ごみ処理施設整備基金及び退職手当引き当て準備基金にそれぞれ積み立てられたものでございます。

次に、第2項監査委員費、第1目監査委員費でございます。

予算現額24万5,000円に対し、支出済額は20万8,500円で、委員報酬等に支出いたしております。

次に、決算書14ページをご覧ください。

第3款衛生費、第1項保健衛生費、第1目環境衛生費でございます。

予算現額9,601万1,000円に対し、支出済額は9,276万5,290円となっております。その主な内容についてご説明申し上げます。第4節共済費は、臨時職員の社会保険料等でございます。次に、第7節賃金は、臨時職員2名分の賃金でございます。次に、第11節需用費は3,599万4,811円を支出しており、その主なものは火葬の主燃料である灯油、油脂代、電気代及び処理設備修繕料でございます。次に、第13節委託料では4,156万5,173円を支出し、その主なもの

は清掃管理業務委託料の234万4,465円、火葬炉等管理業務委託料の3,270万円でございます。次に、第14節使用料及び賃借料では286万9,985円を支出し、その主なものは火葬場予約管理システム機器の借り上げ料でございます。次に、第19節負担金補助及び交付金では908万2,512円を支出し、その主なものは太子町からの派遣職員1名分の賃金でございます。

決算書16ページをご覧ください。

続きまして、第2項清掃費、第1目施設整備費でございます。第13節委託料では用地測量、分筆登記業務委託料、ごみ処理施設整備に係る基本構想策定業務委託料に358万4,000円を支出いたしております。次に、第15節工事請負費では2億2,464万円を支出し、揖龍クリーンセンター大規模整備事業を実施いたしております。次に、第19節負担金補助及び交付金では1,169万4,700円を支出し、揖龍クリーンセンター周辺整備事業を実施しております。

次に、第2目塵芥処理費でございます。予算現額13億130万2,000円に対し、支出済額は12億5,147万8,875円となっております。その主な内容についてご説明申し上げます。第1節報酬は、嘱託職員1名分の報酬でございます。第4節共済費は、臨時職員、嘱託職員の社会保険料等の支出でございます。第7節の賃金は、臨時職員9名分の賃金でございます。第11節需用費の支出は3億3,933万6,988円で、その主なものはごみ処理薬剤に4,640万9,218円、コークス、石灰石の副資材費に1億3,915万5,539円、炉前資材費に3,493万7,074円、塵芥収集車両の燃料費に533万3,912円、灯油、油脂代に2,063万9,228円、電気代に5,521万3,160円、水道代に862万1,214円、機器整備費に538万7,726円、じんかい収集車両の点検整備費に614万6,056円を支出いたしております。

決算書18ページをご覧ください。

第13節委託料の支出済額は8億1,977万5,827円で、その主なものは一般廃棄物の収集運搬委託料として3億320万7,624円、操業委託料に2億982万5,000円、定期保守点検整備委託料に2億5,488万6,184円、集じん灰最終処分委託料に1,290万8,610円、シルバー選別業務委託料に1,254万1,389円、雑木等の処理委託料に1,282万2,528円を支出いたしております。次に、第18節備品購入費の支出済額は217万3,140円で、その主なものは重機購入費でございます。次に、第19節負担金補助及び交付金の支出済額は6,012万3,177円で、その主なものはたつの市からの派遣職員10名分の人件費で5,935万7,217円でございます。

次に、第3目し尿処理費でございます。予算現額7,936万2,000円に対し、支出済額は7,505万3,679円となっております。その主な内容について

ご説明申し上げます。第7節賃金は、臨時職員1名分の賃金でございます。

決算書20ページをご覧ください。

第11節需用費では4,057万4,506円支出し、その主なものは処理薬品費の339万3,280円、電気代に831万9,808円、上下水道代に1,003万3,365円、機器整備費1,213万2,520円、処理設備、管理設備修繕料の457万3,904円でございます。第13節委託料の支出済額は2,142万5,058円で、その主なものはし尿収集運搬委託料の1,511万3,199円でございます。次に、第19節負担金補助及び交付金の支出済額は981万2,951円で、その主なものはたつの市からの派遣職員1名分の人件費977万361円でございます。

次に、決算書22ページをお開き願います。

第4款公債費、第1項公債費、第1目元金では3,463万3,693円を支出しており、その内容はごみ処理施設建設事業債の償還元金でございます。

続いて、第2目利子では、先ほどご説明いたしました借入金に係る利子で、支出済額は33万9,243円でございます。

なお、償還期限は令和10年度まででございます。

また、32ページに起債現在額の調書を添付いたしておりますので、後ほどご清覧願います。

次に、第5款予備費につきましては、支出はございません。

以上が一般会計の歳出の内容で、当初予算額19億6,935万2,000円に6,346万9,000円を増額補正し、予算現額20億3,282万2,000円に対し、支出済額は19億5,858万9,047円でございます。

引き続き、歳入についてご説明申し上げますので、決算書の6ページにお戻り願います。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目事務組合分担金で、収入済額は17億180万3,000円でございます。これは条例に基づく市町分賦金で、その内訳は備考欄に記載のとおり、組合運営経費、し尿処理経費、塵芥処理経費、収集運搬経費、火葬場運営経費等、施設整備経費で、構成市町でありますたつの市及び太子町から受け入れております。

続いて、第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目衛生使用料、第1節火葬場使用料で、収入済額は2,465万1,600円となっております。

次に、第2項手数料、第1目衛生手数料、第1節じんかい処理手数料の収入済額は1億6,292万1,230円でございます。第2節し尿処理手数料につきましては、収入済額は2,202万1,740円でございます。

次に、8ページをご覧ください。

第3款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金、第1節利子及び配当金につきましては、基金の利子収入といたしまして271万2,233円を受け入れたもので、その内訳につきましては備考欄に記載のとおりでございます。

第4款繰入金、第1項繰入金、第1目基金繰入金では、備考欄に記載のとおりごみ処理施設整備基金から1,477万8,700円、退職手当引当準備基金から272万5,000円を繰入れしております。

第5款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金は、平成30年度の繰越金でございます。

第6款諸収入、第2項雑入、第1目雑入の収入済額は3,162万7,089円で、その主な内容につきましては、備考欄に記載のとおりでスチール缶、アルミ缶、ペットボトル、雑鉄等の資源化物の売払収入として1,140万4,786円、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会からペットボトルを売払いいたしました分配金として360万9,911円、ごみ収集袋販売収入として1,042万7,640円、関西電力に売電いたしました売電料金として181万6,106円等でございます。

以上、一般会計の歳入合計は20億2,696万3,160円となっております。

次に、決算書の26ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引き額6,837万4,000円につきましては、翌年度へ繰り越すべき財源もないことから実質収支額も同額となっております。

また、地方自治法の規定による基金繰入額はございません。

次に、決算書28ページの財産に関する調書についてご説明を申し上げます。

土地、建物、機械設備、工作物につきましては、決算年度中の増減はございません。

次に、第5の基金でございます。それぞれ決算年度末現在高は、財政調整基金が3億600万7,000円、ごみ処理施設整備基金が3億7,338万9,000円、退職手当引当準備基金が2,244万2,000円となっております。

次に、6の物品につきましては、決算年度中、車両のうち貨物自動車2台、塵芥収集車4台を売却したことにより6台減となっております。

以上で認定第1号の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、認定第2号 令和元年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計歳入歳出決算認定について、その概要をご説明申し上げます。

決算書35ページをお開き願います。

令和元年度の歳入決算額は5,975万325円となっております。

次に、決算書37ページをご覧ください。

歳出決算額は5,460万204円で、差引き残額は515万121円となっております。

それでは、歳出の主な内容をご説明申し上げますので、決算書42ページをご覧ください。

まず、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費でございます。

予算現額1,210万3,000円に対し、1,253万5,377円を支出いたしております。その主な内容でございますが、急病センターの医療費請求事務に従事しております職員1名分の給料、職員手当、共済費、臨時職員5名の賃金等を支出しております。

第2目基金費につきましては、828万7,552円を財政調整基金に積み立てるため支出いたしております。

次に、決算書44ページをご覧ください。

第2款衛生費、第1項保健衛生費、第1目急病センター費でございます。

急病センター運営経費として、予算現額3,747万3,000円に対し、支出済額は3,477万7,275円となっております。支出の主なものは、第1節報酬では、診療に従事する看護師4名分の報酬でございます。第11節需用費では、医薬品、医療材料費等に560万8,173円を支出いたしております。第13節委託料では、急病センターの診療業務に従事していただいた医師に対する診療業務委託料として1,418万4,000円、薬剤師に対する薬剤業務委託料として466万8,300円、急病センターの受付業務を委託したことによる医事外来業務委託料233万8,629円、また急病患者の診療業務等の管理業務委託料として、たつの市・揖保郡医師会及び薬剤師会に360万円を支出したものでございます。

次に、第3款予備費につきましては支出はございません。

以上のとおり、歳出合計は予算現額5,836万4,000円に対し、支出済額は5,460万204円でございます。

以上で歳出に係る説明を終わらせていただきます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

決算書の38ページをご覧ください。

第1款診療収入、第1項診療収入、第1目診療報酬収入につきましては、受診者4,520人分の診療費として4,147万1,923円を収入いたしております。

続いて、第2款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目事務組合分担金につきましては、構成市町より急病センター運営に係る地方交付税交付金運営費算入分として444万9,000円を受入れしております。

続いて、第3款使用料及び手数料、第1項手数料、第1目衛生手数料で、普通診断

書の発行手数料を収入しております。

続いて、第4款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金では、財政調整基金から生じた利子収入でございます。

続いて、第6款繰越金、第1項繰越金につきましては、平成30年度の繰越金でございます。

決算書40ページをご覧ください。

第7款諸収入、第1項雑入、第1目雑入で、薬の容器代等を収入いたしております。

以上が歳入の主な内容でございます。

続いて、決算書48ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入歳出差引き額は515万円で、翌年度へ繰り越すべき財源もなく、実質収支額も同額でございます。なお、地方自治法の規定により基金繰入額はございません。

次に、決算書50ページをご覧ください。

財産に関する調書でございます。

まず、財政調整基金につきましては、決算年度末現在高は1億6,438万8,000円となっております。物品につきましては、決算年度中の増減等はございません。

以上で認定第2号について概要説明を終わらせていただきます。なお、決算の審議に当たりましては、地方自治法第233条の規定により監査委員の審査に付した結果をお手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜り、何とぞ慎重ご審議の上、いずれも認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（楠 明廣議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

8番 上山隆弘議員。

○8番（上山隆弘議員）

まず1点、以前もお聞きしましたが、17ページの周辺整備事業について、いま一度決算の認定から本年度の取組状況について説明を求めます。

○議長（楠 明廣議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

周辺整備事業でございますが、当クリーンセンターが建設しております前地自治会に対してといたしますか、その中にあります市道佐江前地線の道路修繕ということで、平成29年から令和元年度まで3か年かけて道路整備をいたしております。その最終年の支出で約1,200万円の支出ということでございます。

○議長（楠 明廣議員）

他には。

8番 上山隆弘議員。

○8番（上山隆弘議員）

認定第1号、認定第2号を相対的に賛成する立場ではありますが、この決算を行うに当たって、コロナにおける影響というのを現状どのように課題として捉えておるのか、またこれはもしかしたら事務組合は関係ないのかもしれませんが、子供たちの見学であっても、下にも子供たちが見学したような場面の言葉を貼ったりしておりますが、それは各教育委員会のほうが対応しているのかもしれませんが、やっぱり地域住民の方々、何も知っておられない方々に意識を持っていただくための教育の場面というのは大切な部分だと思うんですが、コロナの影響でどのような対応になっておるかという部分と、それから先ほども質問させていただきましたが、認定第2号のほうにおいては、コロナの影響という部分では夜間救急病センターの在り方はどのような立ち位置で存在しているのかということがちゃんと住民に伝わっているのかどうかというところが気になるところでありまして、そのあたりの課題と今後の取組について若干決算から外れる部分がありますが、認識について説明をいただけますか。

○議長（楠 明廣議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

まず、小学生の見学でございますが、例年ですと6月ぐらいですね、市内の小学生の方、こちらの4年生ですか、こちらのほうに来ていただいて、ぐるっと施設の中ですとか、施設周り、どのような処理をしているかということで見学をいただいておりますが、今年度につきましては学校からの申入れは全然ございませんでした。やっぱり学校の授業の取組として、こちらのほうに来られるということについて断念されたということでございますので、今年度は取組はございません。

それと、コロナの影響ということなんですが、先ほども特別会計の補正予算でご説

明申し上げましたとおり、現在まで見ても受診者数が昨年までの半分も行っておりません。ひどいときには3分の1ぐらいの人数しか受診者の方がございません。

といいますのが、熱があった、ちょっとおかしいなと感じられた方は、やはりまず保健所のほうに電話されておるんじゃないかなど。コロナを疑われるような方が急病センターのほうに来られたということは現在までには聞いておりませんので、ここへ来るまでにどこか保健所等に問合せいただいて検査センターのほうへ行かれているんじゃないかというふうに思っております。

急病センターの在り方ですけれども、これも医師会の先生方とお話のほうもさせていただいたんですが、やっぱりコロナなんかどうなんか分かりにくい。だから、まず問合せしていただくのが一番いいだろうと。疑わしい方ですね、これにつきましては、今ですと保健所のほうのご案内になります。これが来月中に発表になろうかと思うんですけれども、診療検査センター、先ほども申しましたけれども、県内で何か所か指定をされますとそちらのほう公表になろうかと思っておりますので、急病センターのほうにお問合せがあったとすれば、そちらのほうへのご案内等をさせていただくということで、なかなか急病センターのほうでは診療等はできないということですので、専門のほうにご案内するという立場で考えております。

○議長（楠 明廣議員）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の認定第1号及び認定第2号は原案のとおり認定することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号及び認定第2号は原案のとおり認定されました。

～日程第5 一般質問～

○議長（楠 明廣議員）

次に、日程第5、一般質問でございますが、通告により順次質問を許します。

なお、議事の円滑な進行を図るため、質問に与えられる時間は1議員当たり30分以内といたします。

初めに、9番 吉田正之議員。

○9番（吉田正之議員）

通告に従いまして、質問させていただきます。

先ほどの決算の内容について、おおむね良好と思われまます。

ただ、財務状況を一目で見ようとするに貸借対照表が必要ではないか、私も会計人ですが、会計人から見ると、現在の財産状態を知るには資料としては不十分です。国は、地方自治体に対して日々仕訳するよう貸借対照表を作成するよう指導しています。また、太子町では水道会計、下水道会計については決算書に貸借対照表がついています。ぜひ貸借対照表を作成してほしい。

以上です。

○議長（楠 明廣議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

吉田正之議員のご質問についてお答えいたします。

ご質問の貸借対照表を作成して示してほしいということでございますが、現在本組合では日々の会計処理方法につきましては、現金主義の単式簿記によります伝票作成を行っているところでございます。複式簿記による仕訳については専門的な知識を伴うものでありますので、平成28年度決算分から新公会計制度に関するアドバイザー支援業務の委託契約を締結し、財務諸表を作成いたしております。

令和元年度の決算に係る財務書類につきましては、11月以降に作成できる予定と

なっておりますので、出来上がりましたら提示をさせていただきたいと思っております。

また、日々仕訳をしている自治体もございますが、日々仕訳を実施するには現在使用しております財務会計システム等の改修が必要となってくることもあり、現在のところ本組合では期末一括仕訳の方法で財務書類を作成いたしております。

現状、日々仕訳を採用、導入しておられる自治体は少数でございますが、近隣自治体の状況を注視するとともに、たつの市及び太子町と情報交換を行い、システム更新のタイミングで検討を行いたいと考えておりますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（楠 明廣議員）

9番 吉田正之議員。

○9番（吉田正之議員）

現状少ないということを言われてますけど、日々仕訳に基づく決算書をそういう会計システムを提供している企業に聞きますと、今すごい勢いで地方自治体に会計システムが入ってるというふうに聞いております。

もう流れが全体的にそういうふうになってますし、ましてこれから新しい施設を造ったり、こういうことをしていくわけで、そうするとやっぱり貸借対照表とかそういうのできっちり財産状態を把握しないと、本当に正しくできないというふうに私は思います。やっぱり一日でも早くこれを導入すべきやないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（楠 明廣議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

まず、現在もシステムを入れておるんですけども、これにつきましては、やっぱり購入の期間というのがございますので、その更新時期がございます。そのときに合わせまして全体の動きを見ながら、そっちのシステムが多くなっているのか、またこちらの職員が使いやすいものなのかということも含めまして、そのタイミングでの検討にさせていただくということで。

○議長（楠 明廣議員）

9番 吉田正之議員。

○9番（吉田正之議員）

太子町は来年度からは一般会計も日々仕訳に移行していくというふうに聞いております。日々仕訳、それをやらないから、後からでないと貸借対照表ができへんと、こういうふうになるわけやね。だから、日々仕訳しとったら、この決算できると同時に貸借対照表ができとうわけですよね。決算のときにそれすつと示せるわけですよね。

だから、一日も早く私はやるべきやというふうに思います。改めて、できるだけ早く日程を決めてやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（楠 明廣議員）

終わりですか。今のは質問になってないです。

○9番（吉田正之議員）

いや、やってくれるんやろね。

○議長（楠 明廣議員）

質問のときは挙手をお願いします。

9番 吉田正之議員。

○9番（吉田正之議員）

じゃあ、それ具体的に一体いつからシステムを替えられるんですか。

○議長（楠 明廣議員）

田淵総務課長。

○総務課長（田淵寿哉君）

吉田議員がおっしゃるように、総務省からの統一的な基準というのは原則日々仕訳によるということになってますんで、簡単やから、簡便やからということで期末一括仕訳にしてるわけではないんですけども、ただただ私も簿記といいますか、複式簿記、統一的な仕訳による知識というのが全然、ほぼほぼゼロに近い状態でして、先ほど局長のほうからの答弁もありましたように、今現在の財務会計システムが単式簿記によるシステムですんで、日々仕訳はなかなか同時にできないことなので、今先ほど言われた太子町の情報なんかもちょっとここ数日の間に聞かせていただいたので、うちのあと2年、3年ほどありますので、その更新のタイミングのときに検討させて

いただくということでやっていきたいなど。

それで、今まさにうちのごみ処理施設が老朽化して更新時期を迎えておるということで、先生の言われたようなそういった資産状況ですとか、そういったものをきちんと把握しておれば、そういった過去の情報なんかもひもときながら正しい固定資産台帳の整理ができておれば、そういった判断材料で数字的なものも把握できるということで、その辺もまたちょっとずつ勉強していきたいなと思ってますんで、よろしくお願いたします。

○議長（楠 明廣議員）

9番 吉田正之議員。

質問ですからね。問いのほうにしてください。要望じゃなくて。

○9番（吉田正之議員）

今答えてくれたんで、まあ勉強してないからよく分からないと、こう言われるんですね。これはぜひ勉強してもらいたいということです。過去の歴史を見ても、複式簿記でやってる国や地方自治体とか、そういうのは非常に栄えたんです。それは、簿記のことなんで勉強してないからというのは具合悪いんじゃないかなというふうに思いますんで、もっと勉強してください。

以上です。

○議長（楠 明廣議員）

次に、8番 上山隆弘議員。

○8番（上山隆弘議員）

8番 上山隆弘、通告に従いまして、一般質問をさせていただきますが、全般として申合せには副議長という立場をさせていただきますながら要職とはいえ、質問の場を議長はご理解いただきまして、また事務局、また管理者等含めまして、質問させていただきますことに、議員の皆様にはまずは感謝を申し上げます。

通告として、少し簡素的になっておりますので、補足をさせていただきますながら一般質問をさせていただきます。

当事務組合においても、新しい施設の改修を目の前に向けて大きな節目を迎えているのではないかなというふうにも考えます。以前の議長に対する質問におきまして、事務局としては各市町の考え方の在り方を尊重しながら事務運営は進めていくというような答弁をいただいております。また、それに対して、我々太子町の地元の町長の答弁というのは、確かに事務組合へ事務を委託しておるといような状況の中

で、事務組合の決定がその答えになっていくんだということで、実態としての主体がどこにあるのかというふうなことを私自身も少し悩むところがございます。

事務組合議会として存在する以上、議決機関でありますので、この場所で様々な問題であったり、課題であったり、未来に対する検討がしっかりと進められていく事務組合でありたいと願ひまして、その節目において、通告に載せております質問を確認の意味を込めてさせていただきたいと考えます。

まず1番ですが、揖龍保健衛生施設事務組合の議会の在り方について各市町の管理者に問うとさせていただきます。

これにつきましては、過去から歴史があり、1市1町との付き合いではなくて、たつの市、揖保川、新宮、御津あるいは太子など、様々な市、町が関わる中で今日までやってきたわけではございますが、全国的にも1市1町の付き合いをする事務組合においては、その構成の決定については問題がなされるときがございます。1市1町での組合議会の現状を見ますと、これはけんかをしたり、あるいは何もこちら側の主張が届かないからどないなってるねんというようなことではございません。たつのと太子を一体にして考えた場合に、その大事なことを決める場面において、たつの市の議員構成が7、太子町の議員構成が3ということになるようであれば、いざというときには公平性が取れない可能性があるのではないかとすることも考えます。

そういった意味で、現在の構成議員の数において、1市1町での組合議会を今後維持していく上において、現状の課題を管理者あるいは副管理者がどのように解釈しておるのかを問います。

2番目の組合議会が担う役割についてですが、先ほど申し上げましたとおり、組合議会が機能をしていこうとすれば大切な議論が進む、ここで行われなくてはいけない、我々も昨年視察もさせていただいております。その中で、先進地の事例も見の中で、そういった知識をこの中で協議をする場面というのが非常に少ないのではないかと、あるはもし以前の答弁の中にあつたように、各市、町の意味を尊重して進めていくのであれば、各市、町においても事務組合が進める事業の中身については、各市、町の中でも議論が進行してよいと私は考えるところもございますが、その議論においても太子町においては確認するところができないように感じております。

そういった部分がありますので、管理者あるいは副管理者に答弁を求めるところでございます。

続いて、3番の機能する事務組合議会について現状の課題から見直すべき視点はという部分においても、これ1、2同様、管理者の現在の課題の認識を確認させていただきたいと考えます。

そして、大きな2番、たつの市、太子町の事務組合での運営の考え方について、責任の在りどころについてというところですが、現状の法律ではそういった意味から考

えますと、事務組合が全ての責任を担うということになるかとは思いますが、やはり住民に対して説明をしていく場合には、過去の市長でありますたつの市長においても、私が若い頃、ごみの回収ボックスへ自ら迎えに来ていただいて、それで連れて行っていただいて、私はこういうことに今力を入れているんだと、啓発をするんだということで、自らがごみステーションに朝早くから立ちながら住民への理解を図っていく姿もありました。

そういった経過から、今の回収の状況というのが多くの住民に解釈をされ、分別の形というのはある程度理解を進めていくきっかけになったところもあったと考えます。

しかしながら、今社会においては環境に対する問題を大きく取り上げられながら、果たしてどのように取り組むのかというのは、各自治体においても大きな課題であるというふうにも理解しております。

そういった取組が小さな町の中で、あるいは片方の市の中だけで話が進展したとしても、実態としてはごみ処理施設がどのような在り方をするかということはイコールでなくてはならない部分があります。事務組合の考える答えが前に見えてこないようでは、我々は住民にどのように説明をしていいのかという部分については、悩むところでございますし、どこで発言をすればよいのかということも悩むところでございます。

そういった部分、私は問題があった場合と、法律家と行政サービスの本質について、管理者及び事務局がどのような解釈をしておるのか確認させていただきたいと思えます。

続いて、中括弧 2 番、各市町での課題、問題に対する共有解決の方法について、責任の在りどころなどから事務組合の取組として求められるところとはという部分は事務局に対して特に確認をさせていただきたいところですが、管理者も会議をされながらこちらに上程をしてくれておるものと考えますし、本日も現在のところの新しい施設についての進捗具合の説明がございました。

しかし、その中での説明においても、実際にどのようなことが課題になって、どのようなことが住民として求められているのかというところは見えにくいところがございます。市、町によって課題や問題点というのは直面していることの若干の違いがあったり、共通する部分があると思えます。たつの市、太子町、一体となって一つのを運営していくという観点から、その間にある問題をどう解決していこうとして考えて取組をされているのか回答を求めます。

それから 3 番、事務組合として未来に対し協力、共有する課題に取り組み、情報の発信について未来に対しての意識や対策がどこまで確認できているのかということでございます。

これについても、昔の事務組合の状況から今日まで変わっていく中で、工夫はなされているところかと存じますが、先ほど決算の認定についても確認はさせていただきましたが、いかに住民の方々、ごみを捨てるのは人間個人ですから、その方々の認識レベルがどうあるのかという部分に触れていかなくは環境の問題については解決していくことがなされません。残念ながら、事務組合のホームページを見ても、メールアドレスさえ載っていないような非常に寂しいホームページの状況であると私は確認しております。

こういった状況では、ごみが果たしてどこで処理されているのか、生きていく以上はごみを出さない人間はいません。そういった意味でごみを処理する場所、つまり自分のこの町が部屋だとすれば、ごみ箱をどこに置くかという問題は上郡や赤穂の今の状況、最終処分場が出されようとしているところでも、住民の方々は問題になっております。総論は賛成しても各論は反対だというようなことも多いのかもしれませんが、それは共有の問題として必ず解決していかなくてはならない問題であります。

そういった意味で、情報の発信について、今後事務組合がどのレベルでたつの市民、太子町民に対して、この存在を示していけるのかという部分についての考え方を確認したいと思います。

以上です。

○議長（楠 明廣議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

8番 上山隆弘議員のご質問についてお答えいたします。

まず、1番目のご質問、揖龍保健衛生施設事務組合組合議会の在り方についての1点目、構成議員について、2点目、組合議会が担う役割について、3点目、機能する事務組合議会についてにつきまして、関連がございますので、一括してお答えのほうをさせていただきたいと思っております。

平成17年10月1日に合併によりたつの市が誕生いたしまして、本組合の構成市町が1市1町になりました。合併前の組合議会の議員数は11人となっておりますが、合併時、組合議会の議員定数も1人の削減を行い、11人から10人に改められました。また、関係市町ごとの議員定数につきましては、たつの市と太子町の人口比を基準といたしまして、たつの市が9人から7人に、太子町が2人から3人となっております。

人口比の低い太子町議会選出の議員の意思決定が反映されにくいという懸念があるかと存じますが、議決には関係市町の意向を反映させることができるように十分に

審議をしていただくことで、公平性は保たれていると考えております。また、組合の運営に関し、議会、議員協議会のほか、必要に応じ、ご意見を伺う場を設定させていただきますので、十分、ご意見を伺えればというふうに考えております。

次に、2番目のご質問、たつの市、太子町の事務組合での運営の考え方についての1点目、責任の在りどころについてと、2点目、各市町での課題・問題に対する共有解決の方法について、責任の在りどころ等から事務組合の取組として求められるところはにつきまして、関連がございますので一括してお答えいたします。

事務組合は、普通地方公共団体と同様、法人格を持つ特別地方公共団体として規約で定められた共同処理事務の範囲内において行政主体として事務を執行する権能を有しており、逆に、それによって共同処理するものとされた事務については、組合を構成する地方公共団体の権能から除外されます。問題があった場合等については、議会や管理者、監査委員等の固有の執行機関を持つ事務組合は共同処理事務の範囲内において問題に対して責任を負うべきだと認識をいたしております。

また、事務の効率化、行政サービス等についてですが、たつの市、太子町の意見調整、取りまとめに時として時間を要し、迅速な意思決定が難しい場合もございますが、本組合としては、規約で定められた共同処理する事務の執行に当たっては、現に有する課題・問題に対しまして、正副管理者会、幹事会、また、必要に応じ、適宜、関係者に参集いただくなど、構成市町と十分な協議をし、事務の効率化、行政サービスの向上に努めております。

最後に、3点目、事務組合として未来に対して協力、共有する課題と取組の情報の発信について、未来に対しての意識や対策がどこまで確認できているかについてであります。先ほども申し上げましたが、本組合としては規約で定められた共同処理する事務の執行に当たっては、現に有する課題・問題に対しまして、正副管理者会、また幹事会など十分な協議を行いまして、意識共有はできていると認識いたしておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（楠 明廣議員）

8番 上山隆弘議員。

○8番（上山隆弘議員）

事務局が答えていただいたことに理解はいたしましたが、先ほど答弁の中にもありましたように、責任が伴うわけであり。事務局の皆様は職員として対応して仕事を全うされておるものとして理解いたしておりますが、ここに集まっております議員は、皆さん住民の方々から選ばれておる者でございます。また、管理者として市長あ

るいは町長においても、住民の方々から選ばれておられる、つまりは住民の意思を担ってこの場に立たせていただいておりますから、責任を持った対応をしていかななくてはならないときに、この議決機関の場での中身がしっかりしておらないと住民に問われても説明できない状況ではまずいと思っております。

ですので、住民から同じように選ばれる立場として、今の質問の中でも特に大きな問題になるかならないかというのは課題が起こらないと分からないところもあるかもしれませんが、全国的にも合併をする中で、1市1町という大きさの違う市と町が一緒になった場合の事務組合の運営の在り方について、もちろん管理者同士打合せをしながらも正しいそれぞれの考えを合わせながらここに上程されているとは思いますが、そのあたり、我々はここで太子町としての意思を発表するにおいても、太子町の意思を固めた上でできるだけお伝えをしたいというふうに考えておるのですが、管理者同士のやり取りの中で、こういった問題、特に1番、1市1町での組合議会の現状の課題等、何か回答できるところはございませんか。

○議長（楠 明廣議員）

管理者。

○管理者（山本 実君）

私は管理者をさせていただいて、副管理者は太子町さんのほうでさせていただいてんですけど、それは両方ともいろいろと共有させていただいて、運営等についての共有もさせていただいておりますので、議員さんのほうから太子町長さんにいろいろなことも言われたら結構だと思います。そして、いろいろなことは、また副管理者と管理者、また事務局交えて相談もしておりますので、十分発信はしていただきたいと思いません。

以上です。

○議長（楠 明廣議員）

8番 上山隆弘議員。

○8番（上山隆弘議員）

ありがとうございます。そういった意味では、これからは太子町の中においても町長に対して町の意思は副管理者でもあるわけですから、確認をさせていただきながら、町でもよりよいごみ処理環境、あるいは火葬場の環境、それから夜間救急病センターの環境等についても積極的に意見を述べさせていただいてよいという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（楠 明廣議員）  
暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2 時 5 8 分  
再 開 午後 2 時 5 8 分

○議長（楠 明廣議員）  
再開いたします。  
管理者。

○管理者（山本 実君）  
太子町のことは太子町で、そういうふうないろいろと議論はさせていただいて結構です。でも、決定するところはこの組合でございますので、それをご理解してください。  
以上です。

○議長（楠 明廣議員）  
上山隆弘議員。

○8 番（上山隆弘議員）  
当然おっしゃるとおりでありまして、町内でも議論をしっかり進めていきながら、何もたつの市の足を引っ張ったり、組合議会が共有して取り組もうとすることに太子町として足を引っ張るような取組はやはりしたくはないというふうに考えております。

太子町としても自治体であり、議決機関を持っております。たつの市においてもそうです。でも、この場も事務の運営では、持っておるということで、先ほど事務局のほうから説明があったとおりでございます。

いずれにおいても、私たちは考えをしっかり持つておかななくてはいけないですし、町の取組を理解しておく必要があると思うんですが、過去の答弁において、議長が質問を議員ときにされたときに、回答が事務局と管理者との、副管理者になるのかもしれませんが、回答がねじれてるような感じでしたので、一応確認をさせていただいたところでございます。

先ほどの答弁をいただいて、太子は太子、ここではここ、もちろんしっかりとした認識を持って取り組んでまいりたいところですので、今後ともこの場面においてもた

つの市の意思であったり、太子町の意思というのが確認できるような事務組合の運営になればいいなというふうに思っておりますので、事務局もまだ対応を、そうですね、先ほども言うておりましたが、十分に審議ができる状況に持っていくということをおっしゃっておられます。

本日においても、資料においても進捗具合を口頭で説明するだけではいかなものかなというふうに考えます。しっかりとしたものを文書に出せること、出せないこと、出せないことは口頭でも結構ですが、ある程度しっかりと、ああこういう状態になっておるんだということが目に残る形で今後とも資料等提供、あるいは話合いを持つ場面の工夫を過去の状況からなアナアにして済ませてしまうような状況ではなく、一つ一つを大事にしていきたい思いから、今後の取組については検討いただきたいと考えます。

それから、大きな2番目のほうも同じような回答であります。こういったところもこれから場を設定する、回数を増やしていく、そういったことも言うておられますが、果たして今太子町の町民においても、新しいごみの施設が建て替わるんだって知ってない人も多いわけですね。そこに大きなお金がかかるんだということも、まして分からない方もある。

その反面、最近ではコンビニでも毎回確認されますけどレジ袋要りますかということでお金がかかるようになっております。環境に対する意識が社会の中で進んでいく中で、肝腎のごみを処理する場所が、ただただその最終ごみになったものを処理するという形だけではいけないと思います。

そういった意識も持っていただきたいと思うんですが、それがこの組合議会の中の事務局の取組姿勢として表れてくるのではないかなと考えますが、局長、そのあたりどうですか。

○議長（楠 明廣議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

新しい施設のことでございますけれども、まず資料がないということで申し訳ございません。

現在、先ほどの説明にもございましたとおり、機種選定委員会というところでいかなるものを造るのがいいかというところの検討を行っていただいております。現在出ておりますのが、先ほどの協議会で出た回答でございますけれども、あくまで委員会の中で出て、こちらのほうがいいんじゃないかと、こちらのほうが有効ではないかというご意見を今取りまとめているところでございますので、それに対してまだ組合の

中としても決定をいたしたところではございませんので、まず委員会全体が終わって報告書等を取りまとめぐらいになったときには、もう少し資料が出せるかというふうに考えております。

おっしゃったように、新しい施設、太子町のみならず、たつの市におきましても、近隣の自治会さんにおきましては、7自治会になるんですけれども、この7自治会の会長さん、役員さん等に集まっていただいて、こちらの場でこのたび延命工事が終了して、令和9年度までの延長を図らせていただいた工事は昨年度までに終了いたしました。その後につきまして、当時においてまた引き続き施設を考えたいんだというところでお話のほうをさせていただいたところがございます。ですので、太子町のみならず、たつの市の中でもその7自治会以外は新しい施設が建とうとしてるというのはまだ公表等は至っておりません。

市としましても、いつのタイミングでどのように出すのがいいかというのがまだちょっと分かってないところがございますので、その辺も住民への広報も含めて、広報といえますか、お知らせも含めて、今後どのようにしたいかというのも検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（楠 明廣議員）

8番 上山隆弘議員。

○8番（上山隆弘議員）

そういう点では、最初から言ってます住民サイドに対して事務組合がやっておることであったり、考え方を示すということについては、具体的に何かお考えはないですか。

今の答弁は、そういうふうな意識を持って取り組みますということですが、果たしてそれが住民サイドまで伝わる形になるのかどうなのかというところを確認させていただきたいと思います。

○議長（楠 明廣議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

まず、7自治会に集まっていただいたというのは、この場でこの地においてというか、現在の組合敷地内において継続していきますよということで、まずそちらの7自治会のほうでご了承といえますか、ご認識のほうをしていただかないと、なかなか前に進める事業ではございませんので、まずそちらのほうからご説明のほうに入るとい

うところで、今はまだその段階ということでございます。

○議長（楠 明廣議員）

8番 上山隆弘議員。

○8番（上山隆弘議員）

その部分ではなくて、事務組合が取り組んでいる事業について、意識を持ってこの中のこのあたりの今自治会の話というのはもう既に分かりましたけれども、事務組合が取り組む事業について、もっと情報発信をして、我々こうやってやってるんだよと、例えば先ほどのコロナの影響を受けて救急急病センターについても皆さんそこがどこまでできるんだというようなことは悩むんじゃないかと思えますし、やっぱりこれは市、それぞれの町でも発信をしていかないところは当然あるわけですけども、一つの規範として事務組合として発信をすることも必要じゃないかと。ホームページを作り直せませんか、そういう意味では。どうですか。

○議長（楠 明廣議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

ご指摘のように、組合のホームページにつきましては、簡単といいますか、あまり情報量がないというものでございます。

現在契約しておりますところの契約内容があまりキャパが大きいやつになっておりますので、これにつきましては議員さんおっしゃるとおり、組合としては情報発信が足りないというふうに考えておりますので、ホームページの刷新についても考えさせていただきたいと、それにおいて組合の考えですとか、もう少し情報公開ができるんじゃないかというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（楠 明廣議員）

8番 上山隆弘議員。

○8番（上山隆弘議員）

ぜひたつの市においても議員の皆様はタブレットを使用しているような状況と伺っておりますし、太子でもICTの委員会ができています。しかし、この一般質問を出すには、いまだこんな紙で出さなくちゃいけないというのもいかなものかなと思いますし、メールで返したいなと思ってもメールアドレスがすぐ分からないような

状況にあるというのは、外に向いてない、何かごみを扱ってるから暗くなるようなイメージじゃなくて、ごみも立派な仕事ですし、大事な仕事ですし、絶対に必要な部分でありますので、明るいイメージで、もっと開けた感じを持っていただければ、いろんな疑いの目もなくなるころもあるのかなとも思いますし、できるだけ公平性・公共性を考えながら、一つの市、一つの町が共有してやっていくわけですから、それが一つの町であるという解釈で私は取り組みたいと考えています。

ですから、太子で発言する場面とここで発言する場面というのは、立場をわきまえた上で考え方を換え、ある程度の認識を持って取組を進めたいというふうにも思っておりますので、もう一度言いますが、もちろんこういう質問がたつの市の考えを邪魔しようとか、太子町の考えだけを主張しようという、昔の議員さんとかでしたらたつの市の人たちとか御津の人たちはそういうことを言うんなら私たちは帰りますと、自分たちでやりますというぐらいの状況のときも見たことがありました。

しかし、それがいいのか悪いのか、やっぱり効率化を進めて、なかなか難しいところ、相生などは今また民間でやろうとしているような話もあるようですが、将来的にごみの量がどれぐらいの量になっていくのか、人口の推移がどうなっていくのか、またあるいはごみの種類がどう変わってきているのかという情報は事務局が一番理解しているはずというふうに思っておりますし、それが各たつの市、太子町の中でも住民サイドに働きかけるときに情報が共有できているということが大切であると考えますので、今後今日質問させていただきました内容が各議員の方々においても、あるいは事務局においても、それぞれの管理市、町においても課題となり、共有の課題、取組目標の中、よりよい方向に進むことを期待して、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（楠 明廣議員）

以上で一般質問を終わります。

以上で今期定例会に付議された議案は全て議了いたしました。

## 閉 会 宣 言

○議長（楠 明廣議員）

これをもって令和2年第3回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会を閉会いたします。

## 閉 会 挨拶

### ○議長（楠 明廣議員）

閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位におかれましては、各会計補正予算及び令和元年度各会計決算認定の重要案件を終始熱心かつ慎重にご審議賜り、それぞれ適切妥当なる決定を賜りました。また、議事運営につきましても、格別のご協力によりましてここに閉会の運びとなりましたことを心より厚くお礼申し上げます。

例年であれば、10月に入りますと本格的な実りの秋、スポーツの秋の到来ではございますが、今年に限っては新型コロナウイルス感染症の流行もあり、数多く予定されていた秋の行事も取りやめ、規模縮小となっております。

幸いに、揖龍地域におきましては、新規の感染患者数が拡大、蔓延してはおりませんが、緊迫した空気に包まれており、感染流行が今後どうなるのか専門家でも分からない状況でございます。

理事者におかれましては、様々な感染予防対策と情報収集、伝達手段をいま一度確認され、住民の生命、財産を守るため万全の態勢をお願いする次第であります。

議員各位におかれましては、これから暑さも和らぎ、秋の気配を感じる時期となりますが、季節の変わり目、体調を崩しやすい時期でもございます。体調管理には、くれぐれもご留意いただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

管理者。

### ○管理者（山本 実君）

令和2年第3回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会の閉会に当たり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

今期定例会では、提出いたしました全ての案件につきまして原案のとおり可決いただきましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。

現在、流行している新型コロナウイルス感染症とインフルエンザとの同時流行に備え、感染拡大防止等の事業に係る補正予算につきましては、本日可決いただきましたところでございますが、これからの救急急病センターの診療体制につきまして、円滑かつ確実に行ってまいりたいと思います。ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

季節の変わり目でございます。議員の皆様にはくれぐれも健康には十分ご留意いただき、今後とも組合の事業推進に一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。お礼のご挨拶をさせていただきます。本日はありがとうございました。

閉会 午後 3 時 1 1 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年9月30日

組合議会議長 楠 明 廣

会議録署名議員 宗 貫 雅 典

会議録署名議員 吉 田 正 之